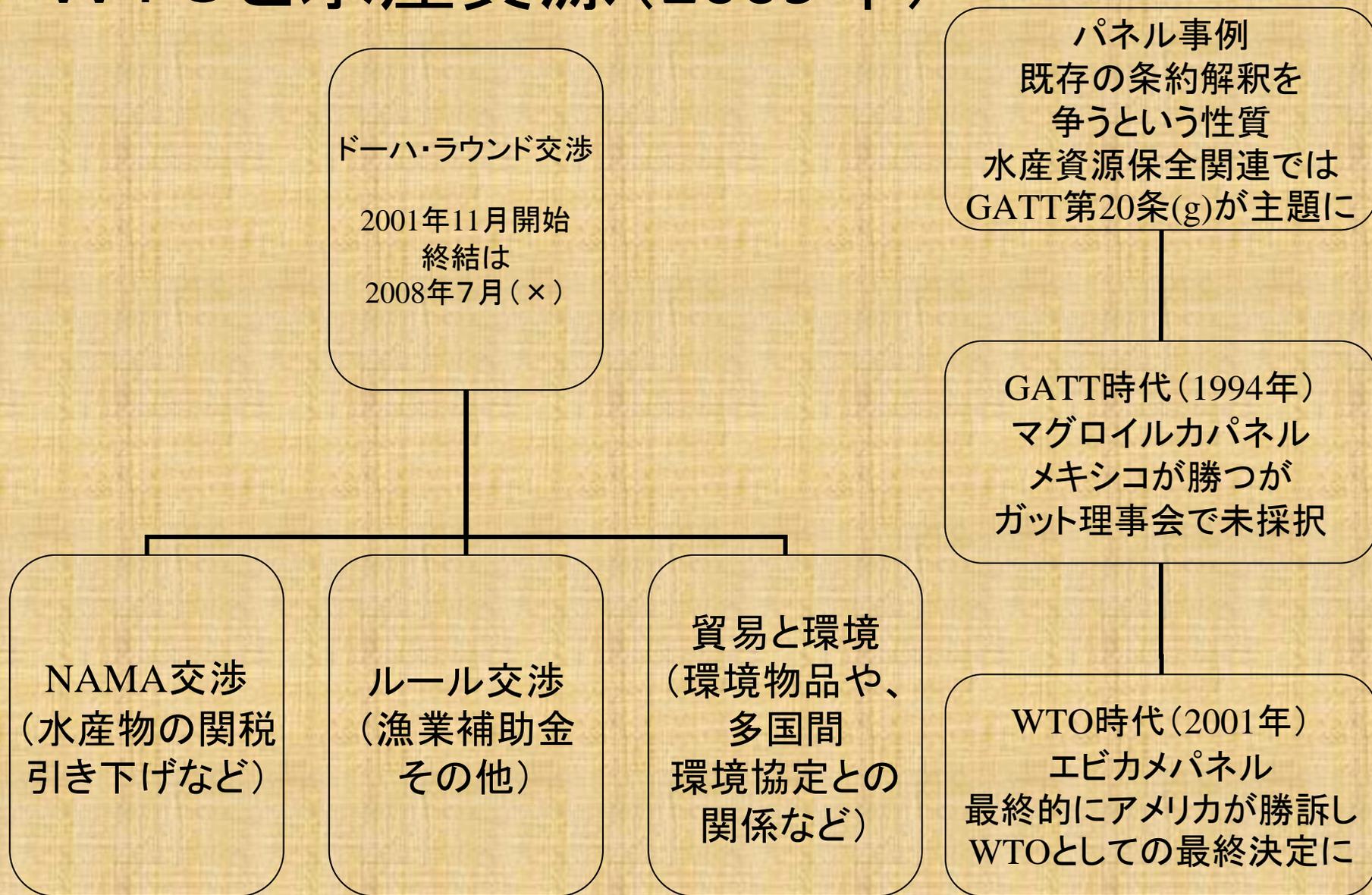


# WTO交渉における水産資源の持続性に関する扱い： 貿易と環境を巡る問題の最前線



東京大学 農学生命科学研究科 八木信行

# WTOと水産資源(2009年)



# WTOと海洋 生物資源 についての 現状

## NAMA交渉

関税削減は、途上国  
配慮はある。しかし、  
環境には全く配慮せず  
。

## ルール交渉

環境に配慮。途上国にも  
配慮。

## 輸入国の一方的措置

環境に配慮。途上国に  
は配慮しない。

# WTO・NAMA

## (非農産品市場アクセス交渉)

- 第4回閣僚会合(ドーハ)で、水産物の関税はNAMAで扱うことになった。その際、途上国への配慮は明記されたが、環境への配慮は言及なし。
- 交渉では、**日本・韓国・台湾**が、貿易自由化と自然資源の保護はバランスが必要との主張を展開。
- 他方、**水産物輸出国グループ**は、水産物は全品目でゼロ関税を導入すべき等と主張。

現状まとめ = 水産物は、鉱工業品と同列に、例外なき関税引き下げの対象となる方向で議論が進行中。

# 各国の水産物関税 (金額加重平均値) 出所: OECD 2003

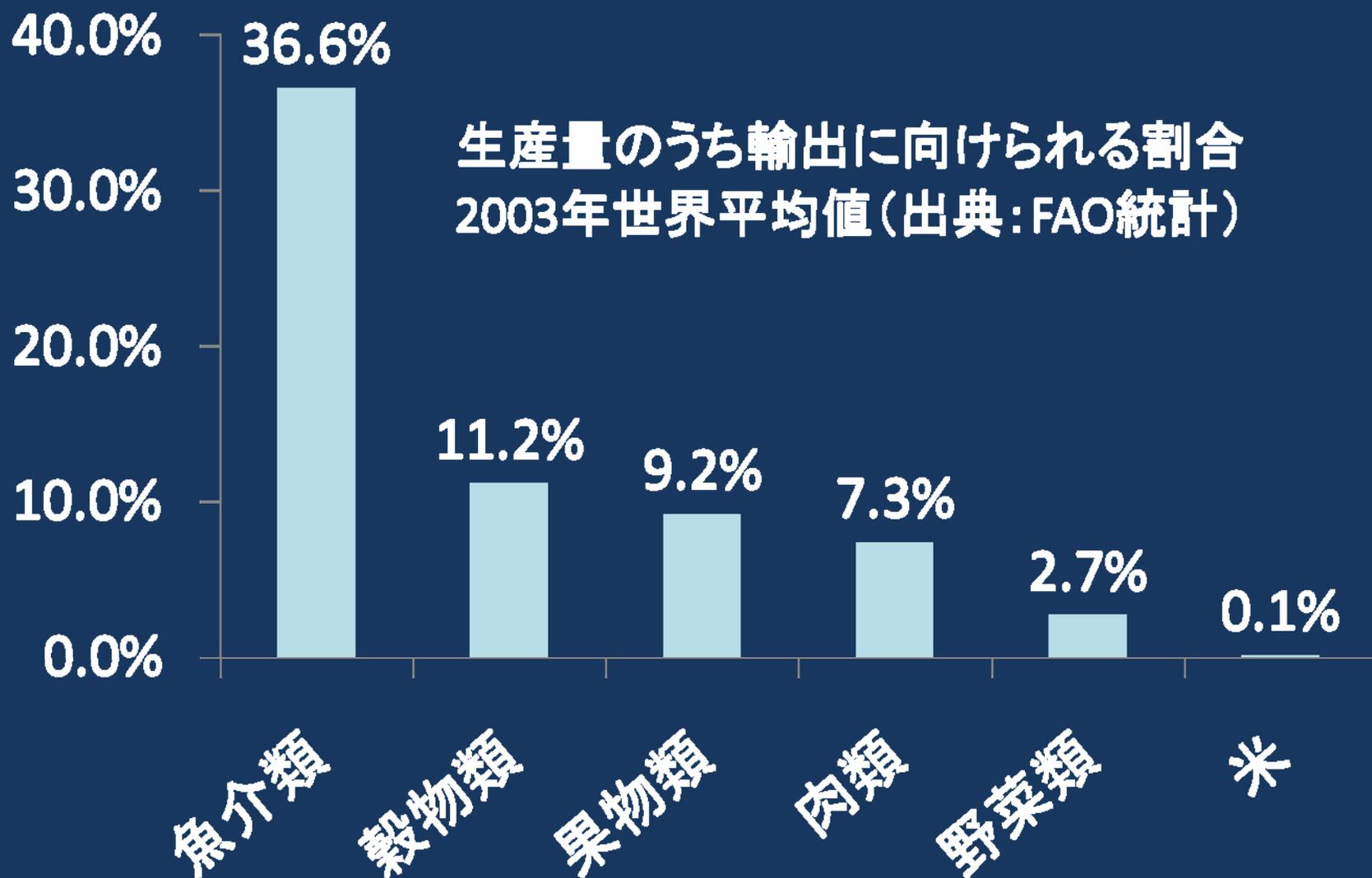


# 日本の水産物関税

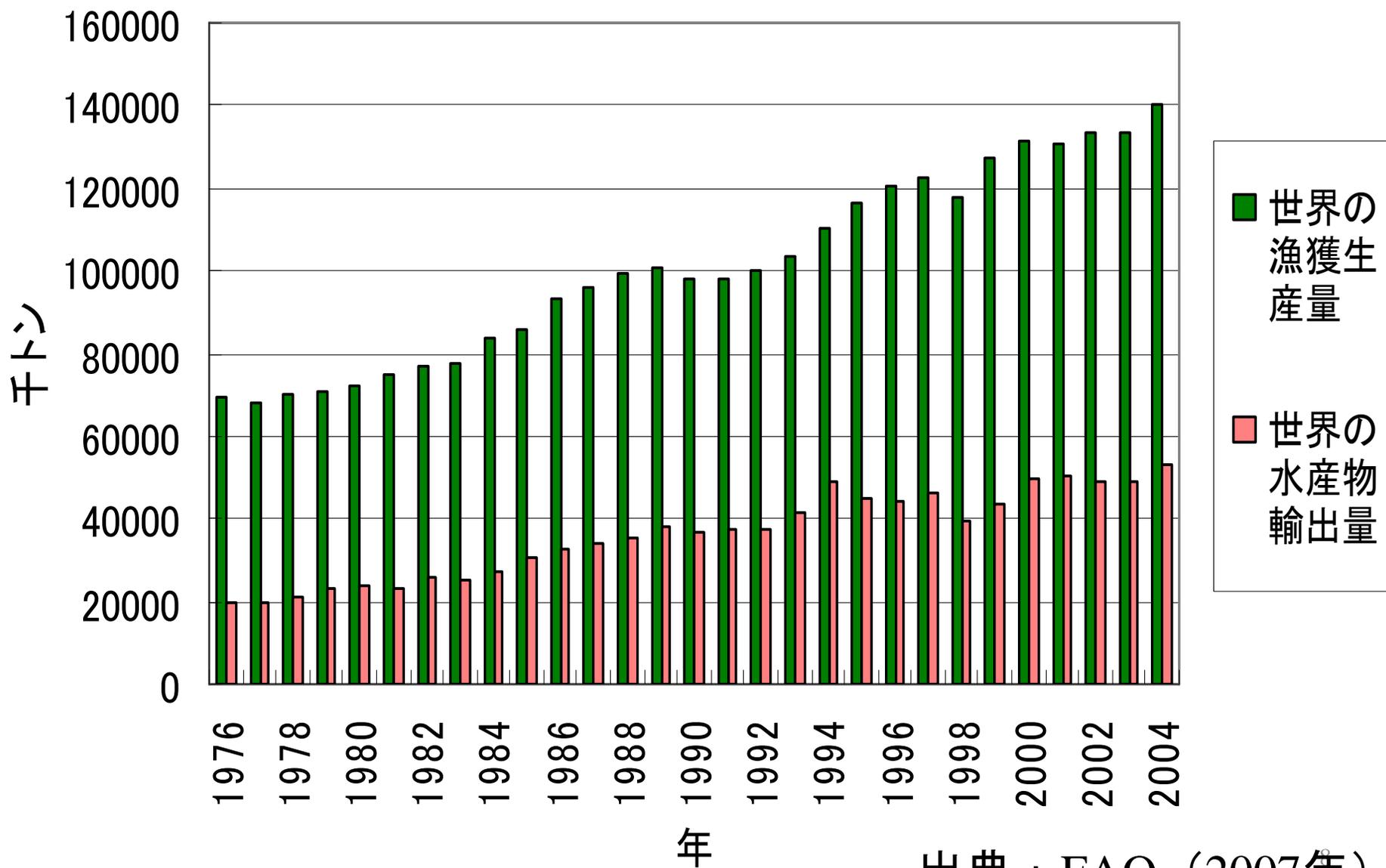
(印象とは異なり、実は昔から関税率は結構低い)

- 1955年に日本はGATT加盟。水産物関税は当時から低く、魚種に関係なく生鮮冷凍は関税10%。
- ケネディー・ラウンド(1964-67)後、一部を5%に引き下げ、残りを10%に据え置き。
- 東京ラウンド(1973-79)後、5%の関税は3%に、10%の関税は5%に引き下げ。一部は据え置き。
- ウルグアイ・ラウンド(1986-93)後、3%の関税は1%に(エビなど)、5%の関税は3.5%に(マグロやサケ)。一部は据え置き。

# 水産物は、既に高い割合で貿易に回されている



# 世界の水産物貿易量

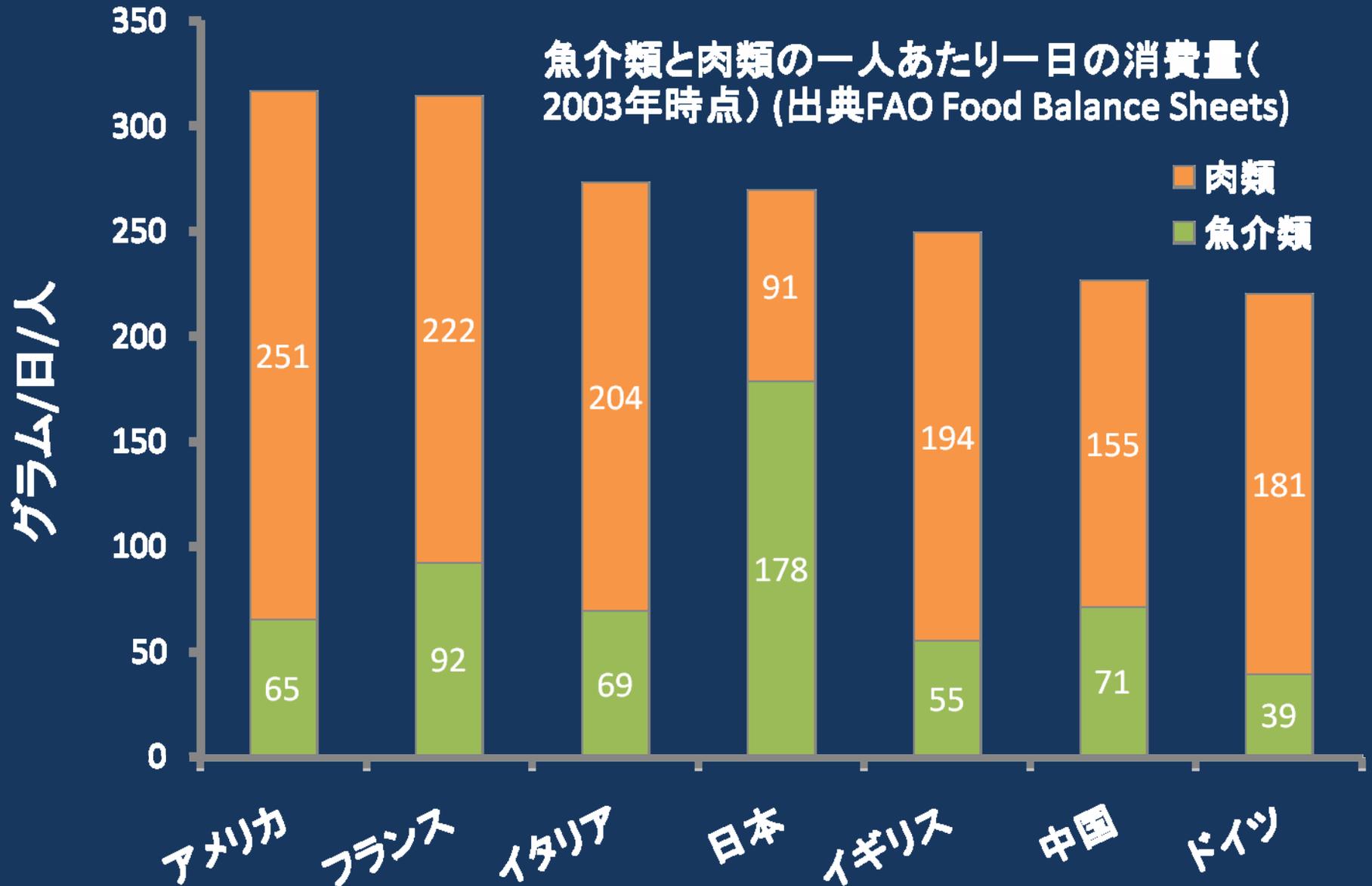


出典：FAO（2007年）

# 水産物貿易の現状

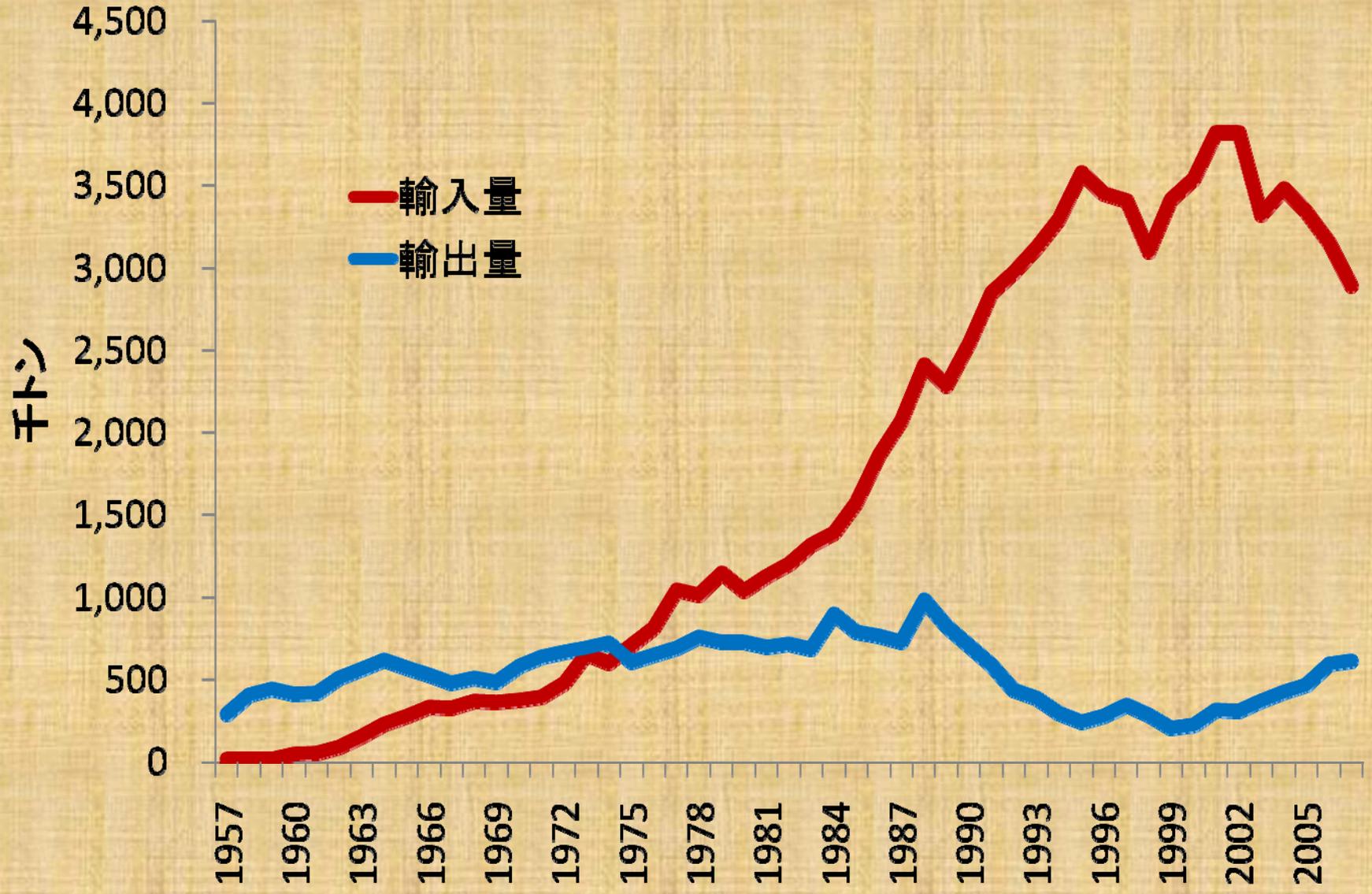
- 水産物は、世界の総生産量の約37%が輸出向け（FAO, 2009）。
- 世界の水産物輸出量の59%（金額換算では49%）を、途上国が輸出（FAO2009）。
- 途上国全体では、水産物の純輸出（輸出一輸入）金額は、年間200億ドル超。これはコーヒー、ゴム、ココア、バナナ、砂糖などの農産品よりもはるかに多い金額（FAO 2009）
- 水産物の3大市場は、EU、日本、米国。2006年においては、世界で取引された水産物の72%（価格ベース）が、この3市場に向かっている（FAO 2009）。特に、日本は世界最大の輸入国。

# 世界では日本人が一番魚を消費している

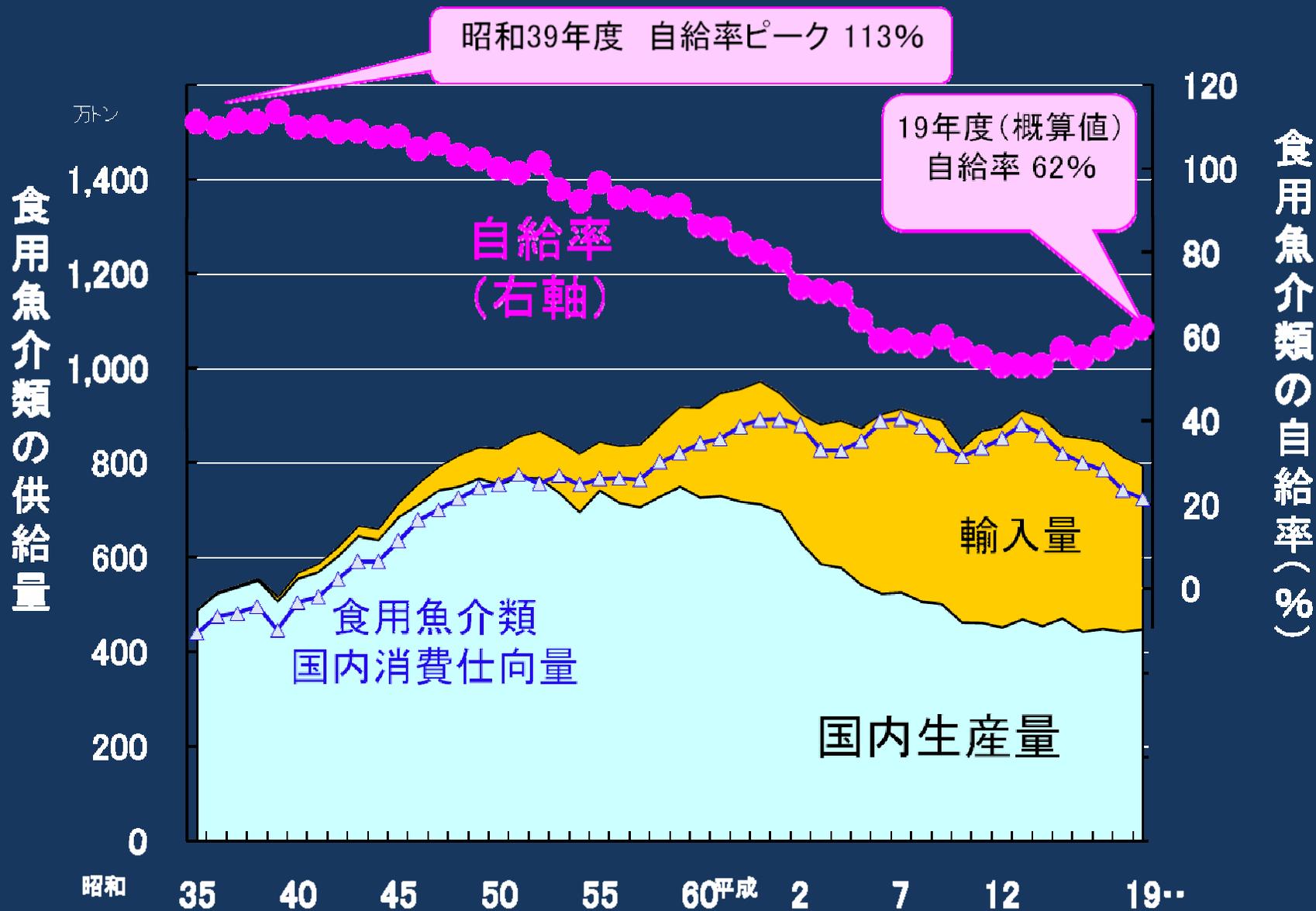


# 日本の水産物輸出入量(千トン)

出典:水産物輸出入実績(水産庁集計)

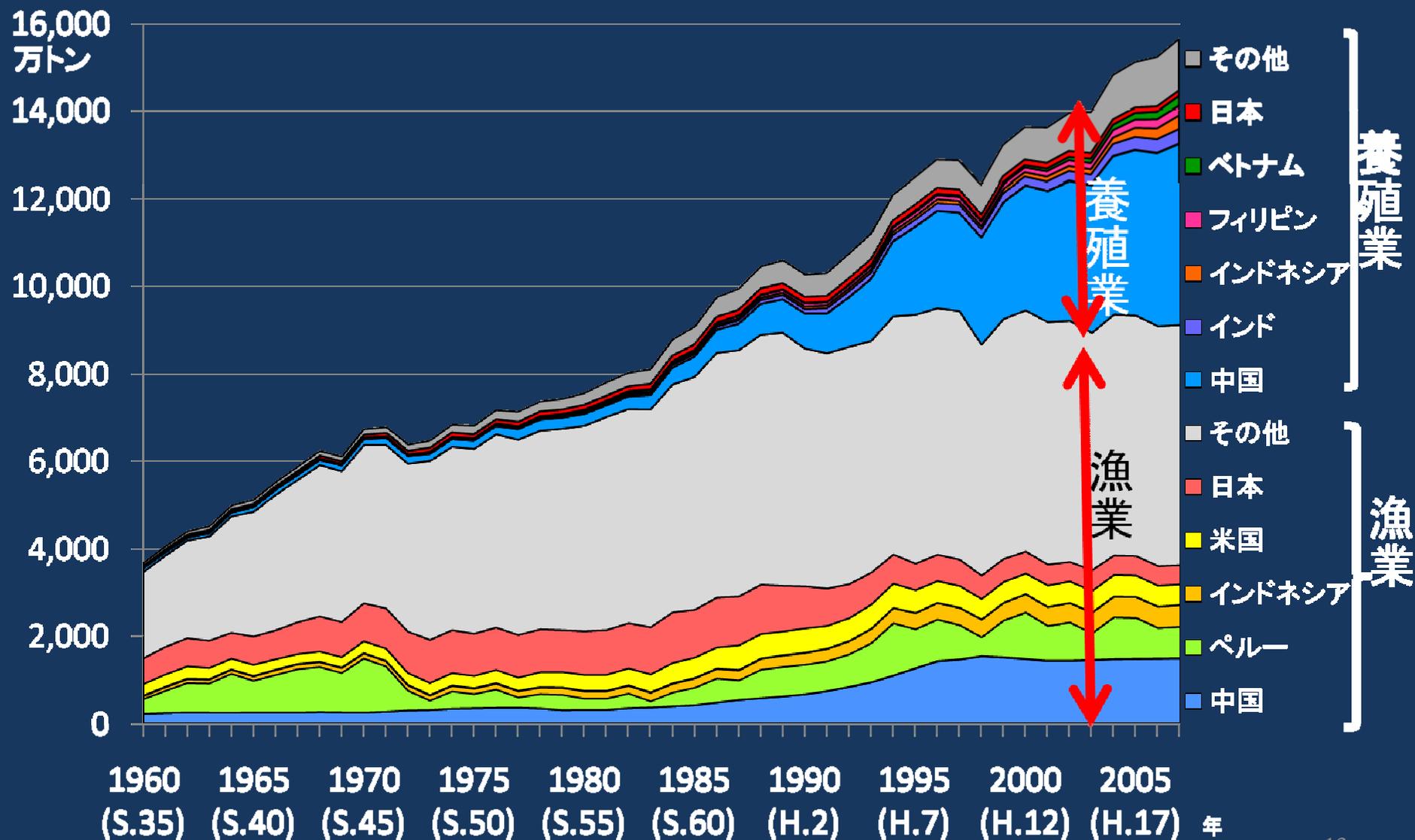


# 日本における水産物自給率の推移



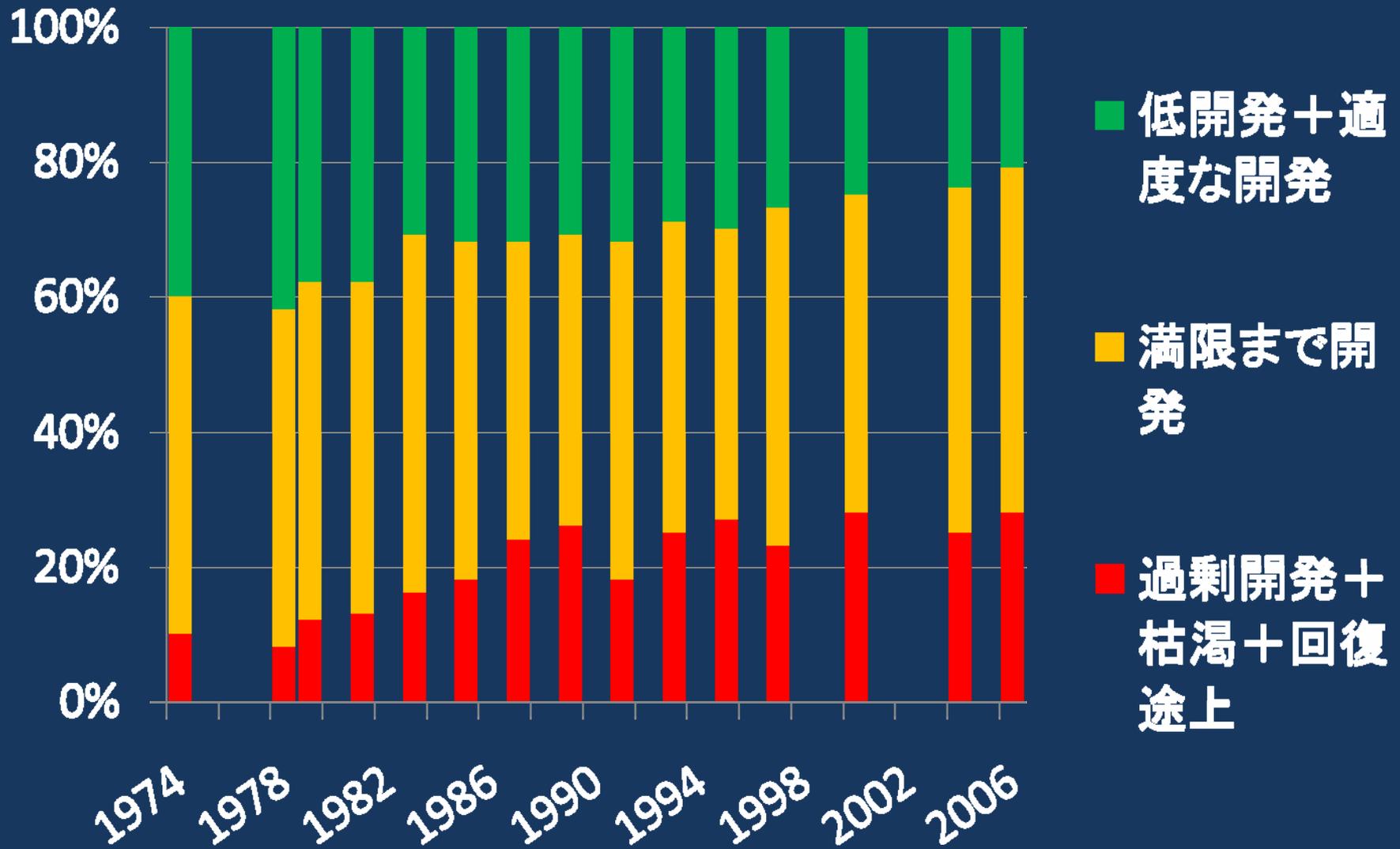
# 世界の漁業生産は頭打ち・伸びているのは養殖生産

FAO統計等を基に水産庁で作成(単位:万トン)



# 他方で世界の漁業資源は悪化の一途

(出典:2009年FAO文書のデータを基に発表者が作成)



# 乱獲を防ぐため規制強化は実施

地域漁業機関 (ICCAT、WCPFC、CCSBT、CCAMLRなど)

2国間の漁業協定 (日露、日中、日韓漁業協定など)

FAO (国連食糧農業機関)「責任ある漁業のための行動規範」や各種「行動計画」

国連海洋法条約  
国連公海協定

漁業者

国内法による独自の制限 (漁業法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、水産資源保護法など)

環境関係の色々な規則 (生物多様性条約、ワシントン条約、ロンドンダンプング条約)

すると、規制の  
緩い場所を探し、  
地球上のあらゆる  
場所に資源を  
求める動きが生  
じた



撮影:長濱幸生



撮影:長濱幸生

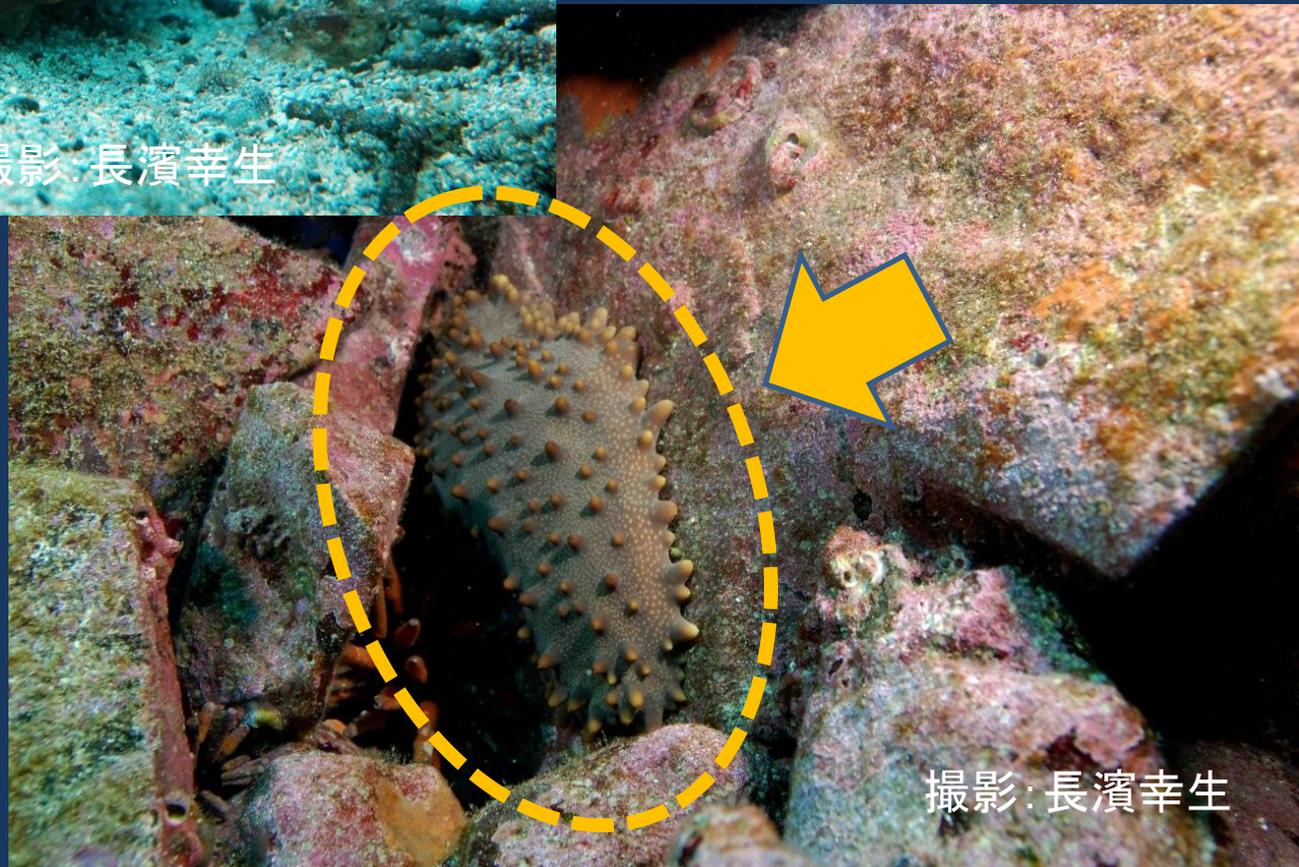
例えば  
ガラパゴス諸島  
(エクアドル)  
でも



撮影:長濱幸生

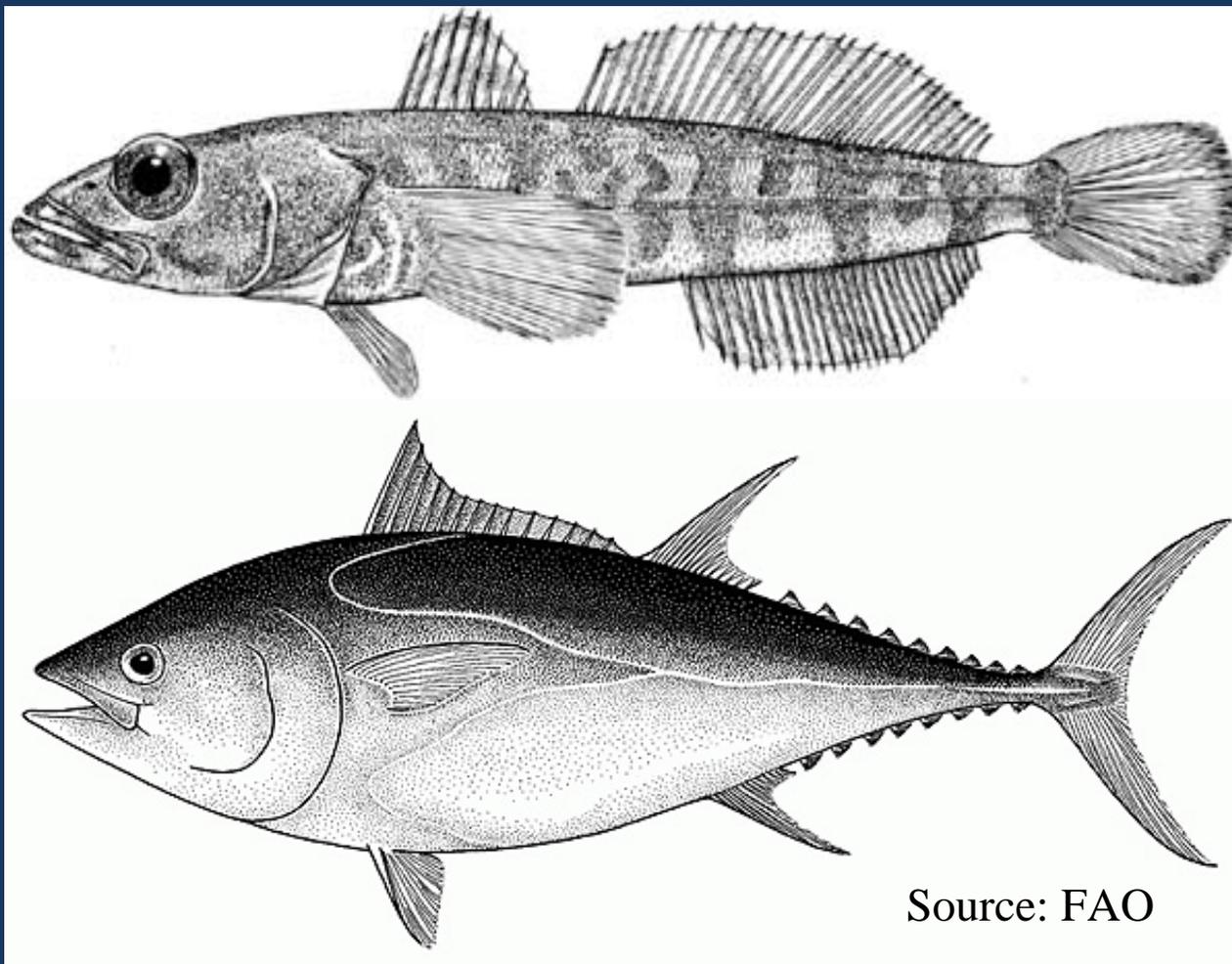
# ナマコの乱獲 が大問題に

輸出先は、  
米国・香港  
など



撮影:長濱幸生

また、世界の海で、国際規制を逃れたIUU漁業  
(違法・無規制・無報告漁業)が横行し、**違法な  
漁獲物が安価で国際市場に出回る事態も**



Source: FAO

刺身マグロの  
場合、ピーク  
時には全世界  
の水揚げの  
20%までが  
IUU漁業由来  
であったと計  
算されている  
(Hanafusa and  
Yagi, 2004)

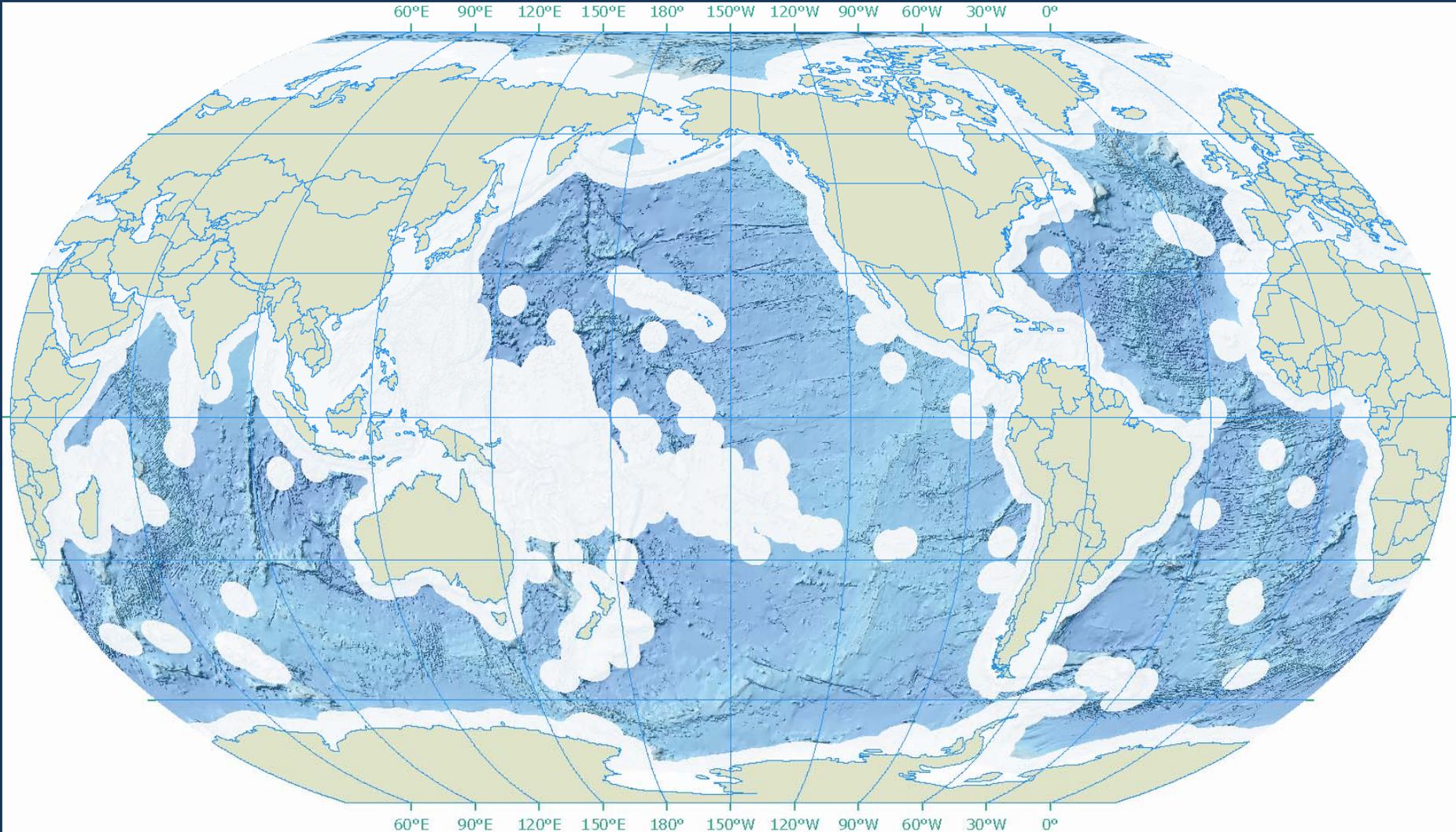
# 水産物貿易における問題点(その1)

- 水産資源の管理を行うにはコストがかかる。
- 例えば、OECD加盟国だけでも、資源管理のコストは合計25億ドル(約3000億円)がかかっている(出典:OECD、2003年)。
- 公共部門だけでなく、民間部門でも、規制遵守のための費用損失が発生。
- このような費用を正しく市場メカニズムに反映させる仕組みが必要。(負の外部性の解決が必要)
- しかし、現実にはこのような体制は整備されておらず、不当に安い価格で需給が均衡してしまうので、開発が進み、資源が枯渇する。

## 水産物市場における問題点(その2)

- 資源管理に費用をかけて生産した商品と費用をかけていない商品、例えば操業規制を遵守して漁獲した製品と密漁品が、市場で混在する場合、自由競争では市場の失敗につながる。(不完全情報という問題)
- これを避けるためには、消費者が判別のための正しい情報が得られるようすべきであり、この方向で市場を整備しておく必要がある。
- しかし、現実の市場では、このような体制は十分には整備されていない。

# 関税引下げより、世界の海で水産資源が 枯渇する方をむしろ心配すべき



# WTO水産に関する日本提案 (2003年1月)

- 水産資源が過剰漁獲に晒されている現状を説明
- 枯渇資源を対象にした関税撤廃は漁業の持続的発展につながらない点を強調
- 魚種ごとの資源水準や資源管理の状況を考慮に入れるべきとの観点を提起

これに賛同する国は少数であった。特に、「関税は資源管理の道具ではない」「途上国の発展可能性を考慮すべき」等の反論が存在。(最近では、1980年代の行きすぎた貿易自由化を反省する議論もあるが、2003年当時はこのような寂しい反応だった)

WTOで、日本は文書を提出し、この問題を繰り返してアピールするが、賛同は広がらない



資源保護を目的とする関税維持(貿易制限)はダメでも、個別品目の**禁輸**は認められた判例はある

## GATT第20条に関する過去のパネルの例(WTOパネル)

### エビ・カメ上級委

1. 米国は、1996年、ウミガメ混獲のおそれがある漁法で捕ったエビの禁輸措置を実施。これに対し、1997年、インド・マレーシア・パキスタン・タイが、米国をWTO提訴。
2. 上級委は米国のエビ輸入禁止がGATT第20条(g)では正当化できるとしつつも、同じ条件下の加盟国に差別(猶予期間の差異や交渉の有無)があるとして柱書き条項でWTO不整合との判定を下した。
3. その後米国は加盟国間差別を改善。しかし、2000年、改善は不十分としてマレーシアが米国を提訴。
4. 2001年10月、上級委は、マレーシアの主張をしりぞけ、最終的に、米国によるエビの禁輸はWTO整合的とする趣旨の判定を下した。

# 米国による一方的措置

(2007年マグナソン・スティーブンス法)

- IUU漁業に関わっている国を、米国政府が証明する。
- 証明した国からは、関係する水産物の**輸入が禁止**され、**漁船の入港が拒否**される。
- 2009年1月に、米国が一方的に特定した国は、フランス、イタリア、リビア、パナマ、中国、チュニジアである。(禁輸対象とするかどうか、現在、米国がバイ交渉で協議中と思われる)

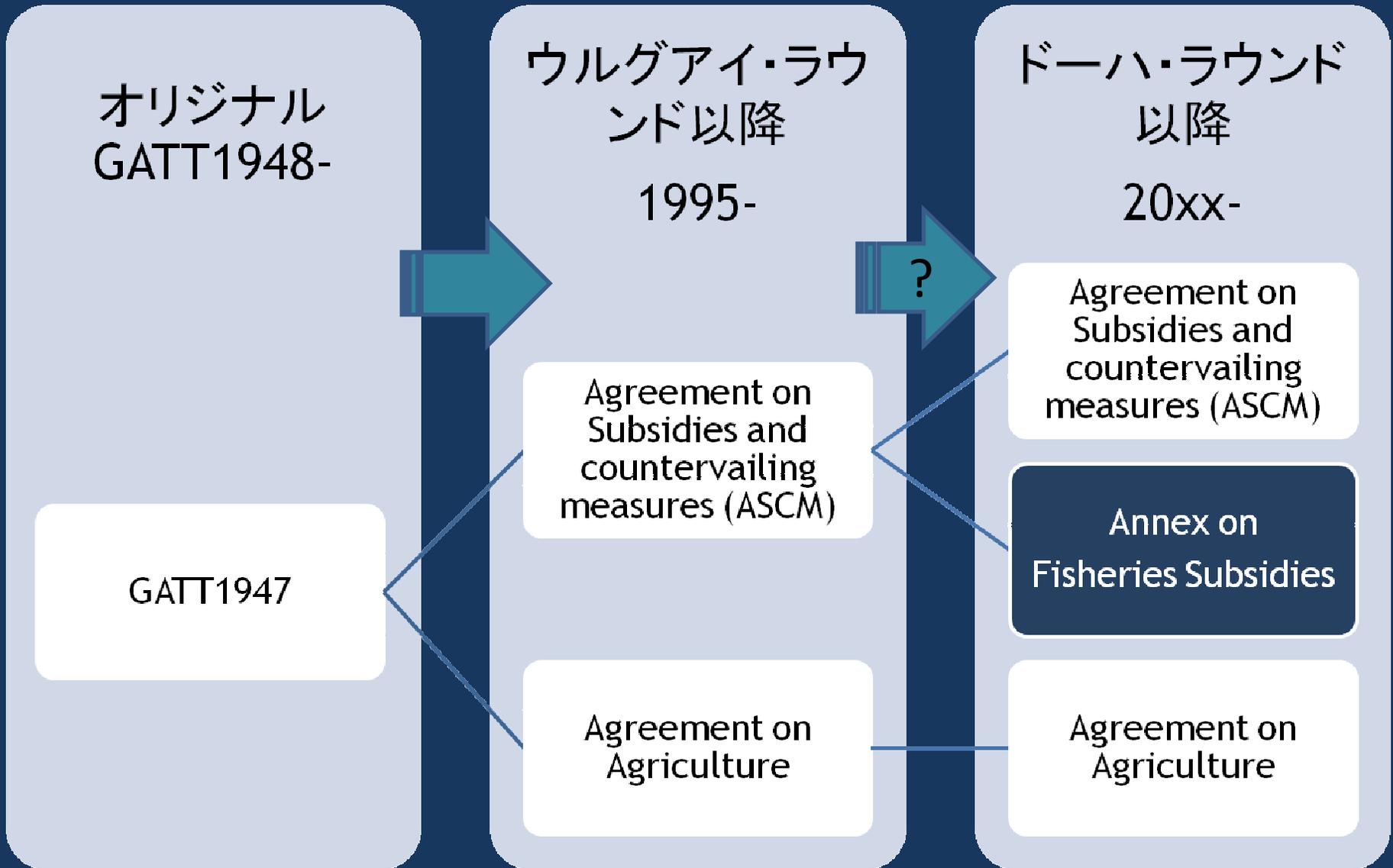
# ECによる一方的措置 (IUU漁業対策)

- 2010年1月から、IUU漁業起源の水産物をEU域内に入域することを防止するため、①漁獲証明制度の実施、②寄港管理の強化を実施する。
- 輸入品制限の部：輸入水産物には漁獲証明書の添付を義務づけ。(証明書無いものは禁輸)
- 寄港制限の部：第3国の船の水揚げは、指定港のみ。また3日前までに、魚種ごとにその量、漁獲日、漁獲海域を通告する必要がある。

# ルール交渉(漁業補助金)



# WTO補助金ルールの変遷



## ドーハ・ラウンドにおける漁業補助金交渉の流れ

2001

- ドーハ閣僚宣言
- Start negotiations aiming at clarifying and improving WTO disciplines on fisheries subsidies, taking into account the importance of this sector to developing countries.

2003

- カンクン閣僚会合
- 決裂したため合意なし

2005

- 香港閣僚会合
- broad agreement to strengthen disciplines on subsidies in the fisheries sector, including through the prohibition of certain forms of fisheries subsidies that contribute to overcapacity and over-fishing

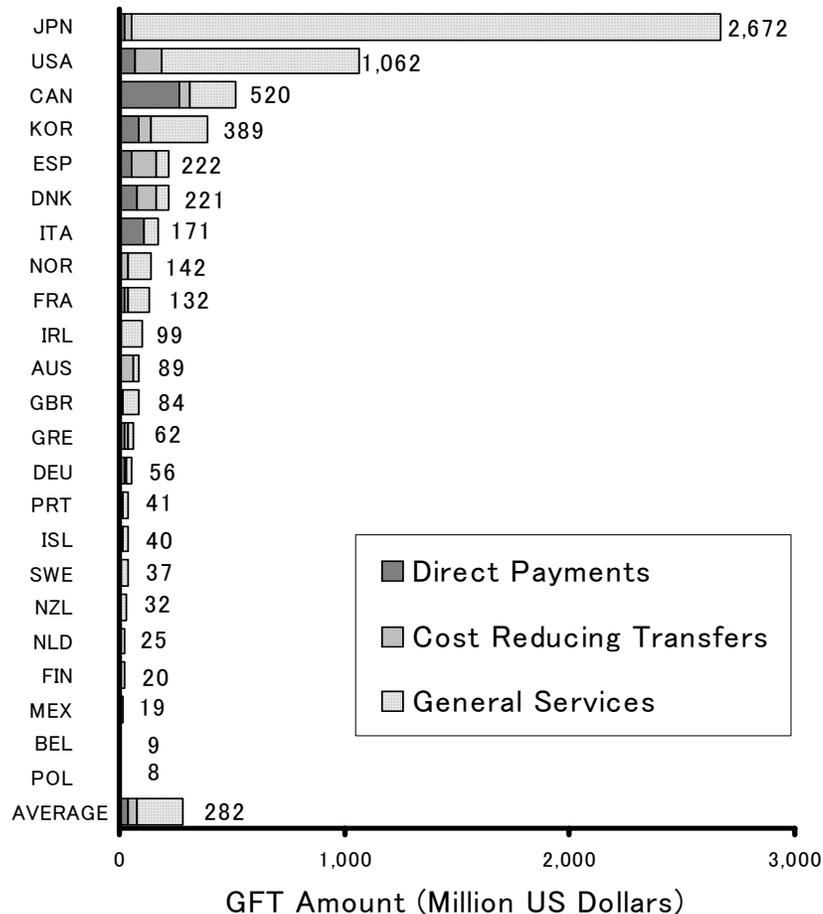
2008

- ジュネーブ閣僚会合
- 決裂したため合意なし

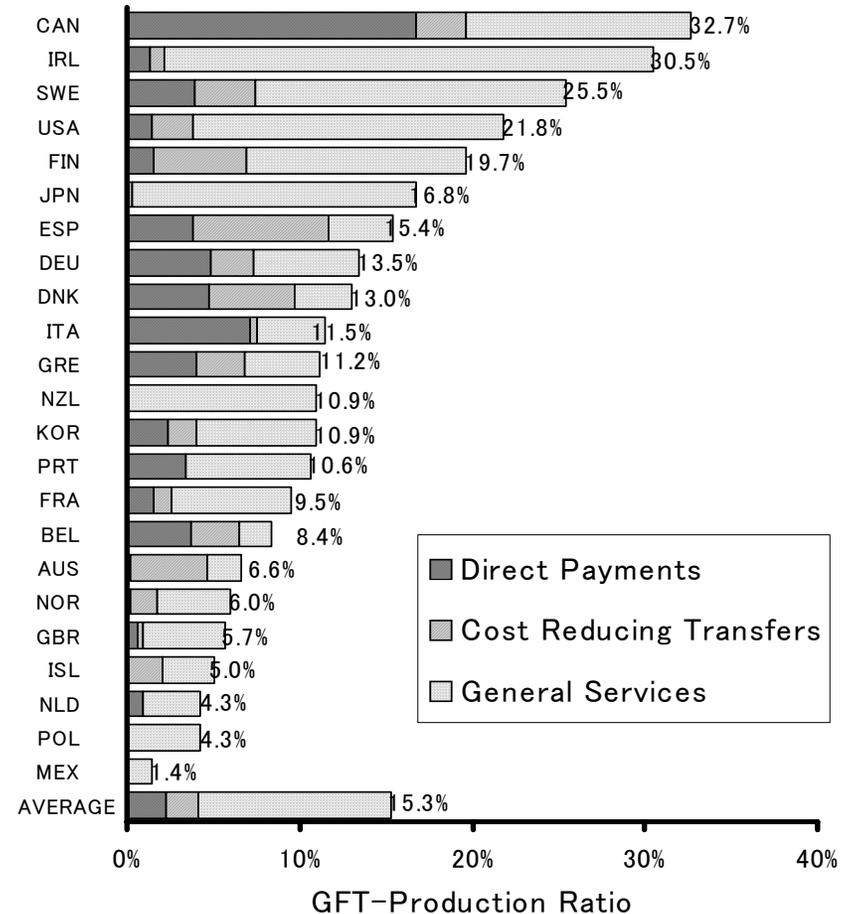
# OECD各国における漁業関連政府移転 (Government Financial Transfer) の金額

## (a) 総計、(b) 漁獲金額比 (OECDデータより)

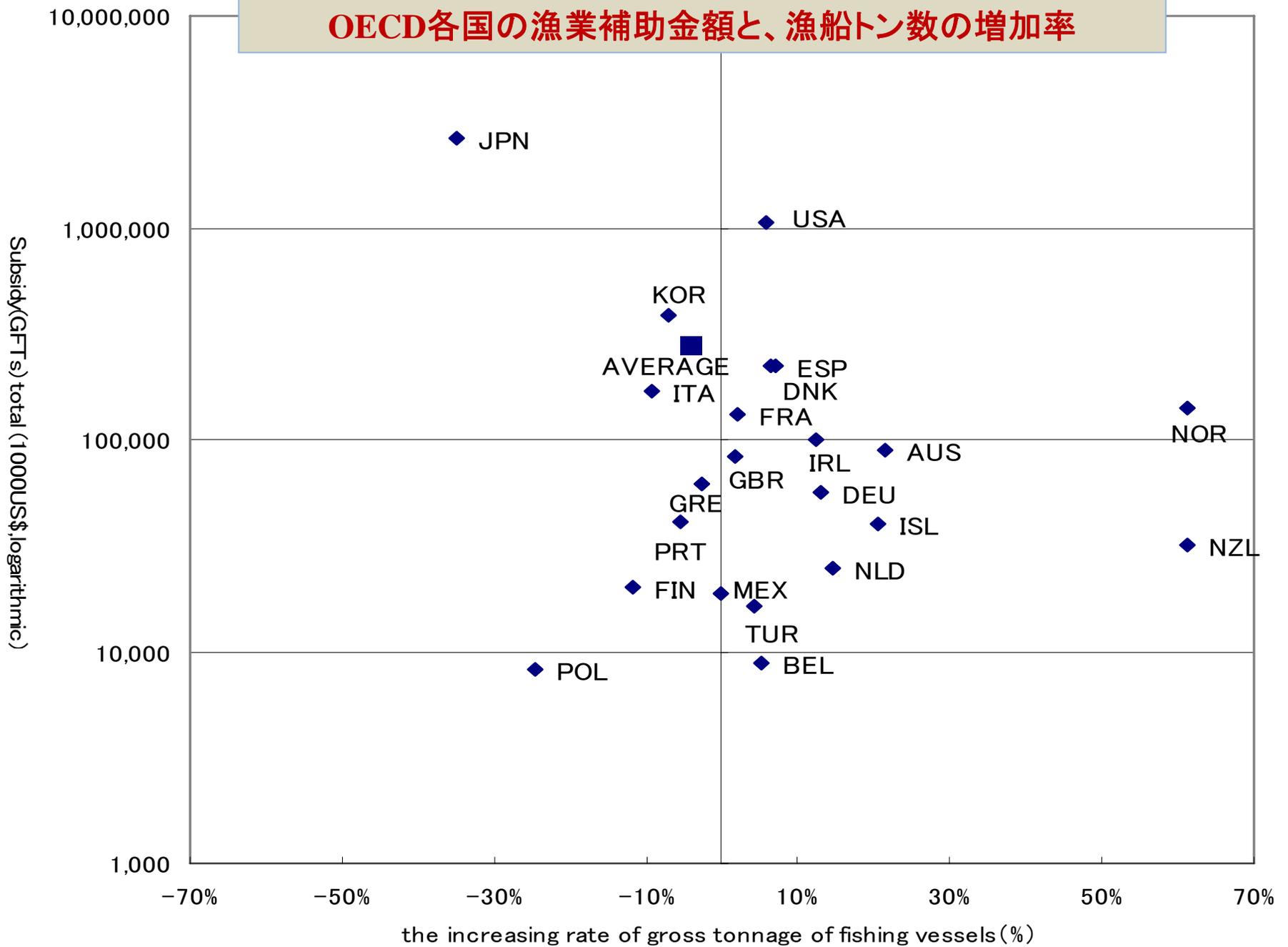
(a)



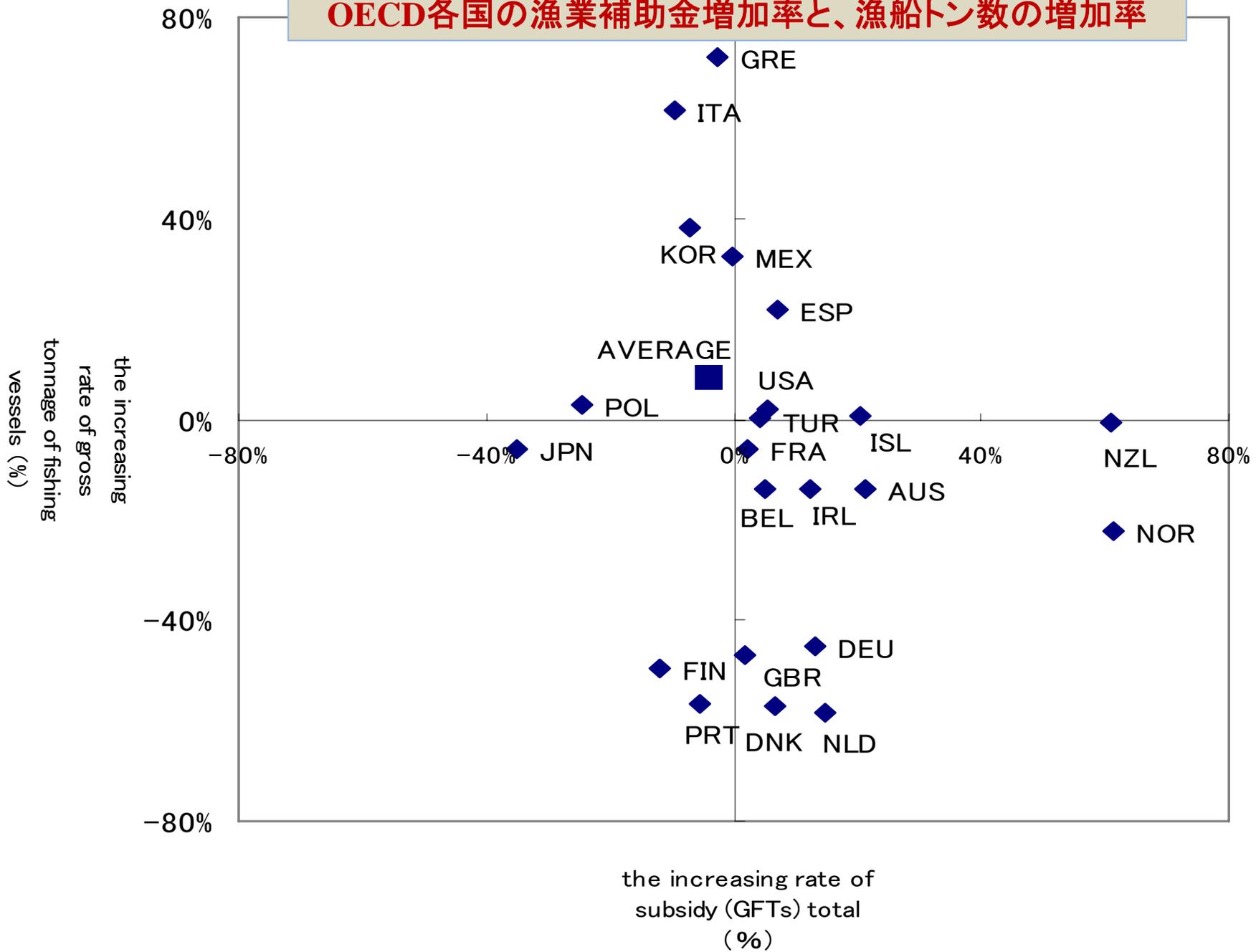
(b)



# OECD各国の漁業補助金額と、漁船トン数の増加率



# OECD各国の漁業補助金増加率と、漁船トン数の増加率



# Summary table of the proposed disciplines (LDC excluded)

○ = permitted.; △ = permitted under conditions; × = prohibited; — = outside of the scope:

	EC	NZ	Brazil	Norway	USA	Jp, Kr, CT	Indonesia	Chair 2007
Vessel construction or purchase	×	×	× by country	× by size	×	△	△	×
Vessel modification	△	△	△	—	△	△	△	×
Vessel foreign transfer	×	×	×	—	×	×	△	×
Foreign access Payment	—	○	△	—	△	△	△	△
Income or price support	—	×	×	—	×	—	△	×
Support for fixed and variable cost	—	×	× by country	—	×	—	△ by country	×
Monitoring and surveillance	—	—	—	—	○	○	○	—
Vessel decommission	○	△	△	△	△	△	△	△
Temporal cessation of fishing	—	—	○	—	○	○	○	—
Support for retirement	—	○	○	—	○	○	○	○
Research and development	—	○	○	—	○	○	○	—
Resource enhancement	—	○	○	—	○	○	○	—
Disaster relief	—	○	○	—	○	○	○	—
Infrastructure (ports)	—	○	○	—	△	○	○	×
Special treatment for small-scale fishery	—	○ for artisanal	× by country	○	Unclear	○	△ by country	△ by Country
Any subsidies for fisheries catching depleted stocks	—	—	△	—	—	—	△	×

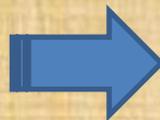
# 合意済みの部分

## 資源保全関連部分

Prohibition of subsidies that contribute to overcapacity and over-fishing

## S&DT

Taking into account the importance of fishery sector to developing countries



# 未だ合意なし

## 資源保全関連部分

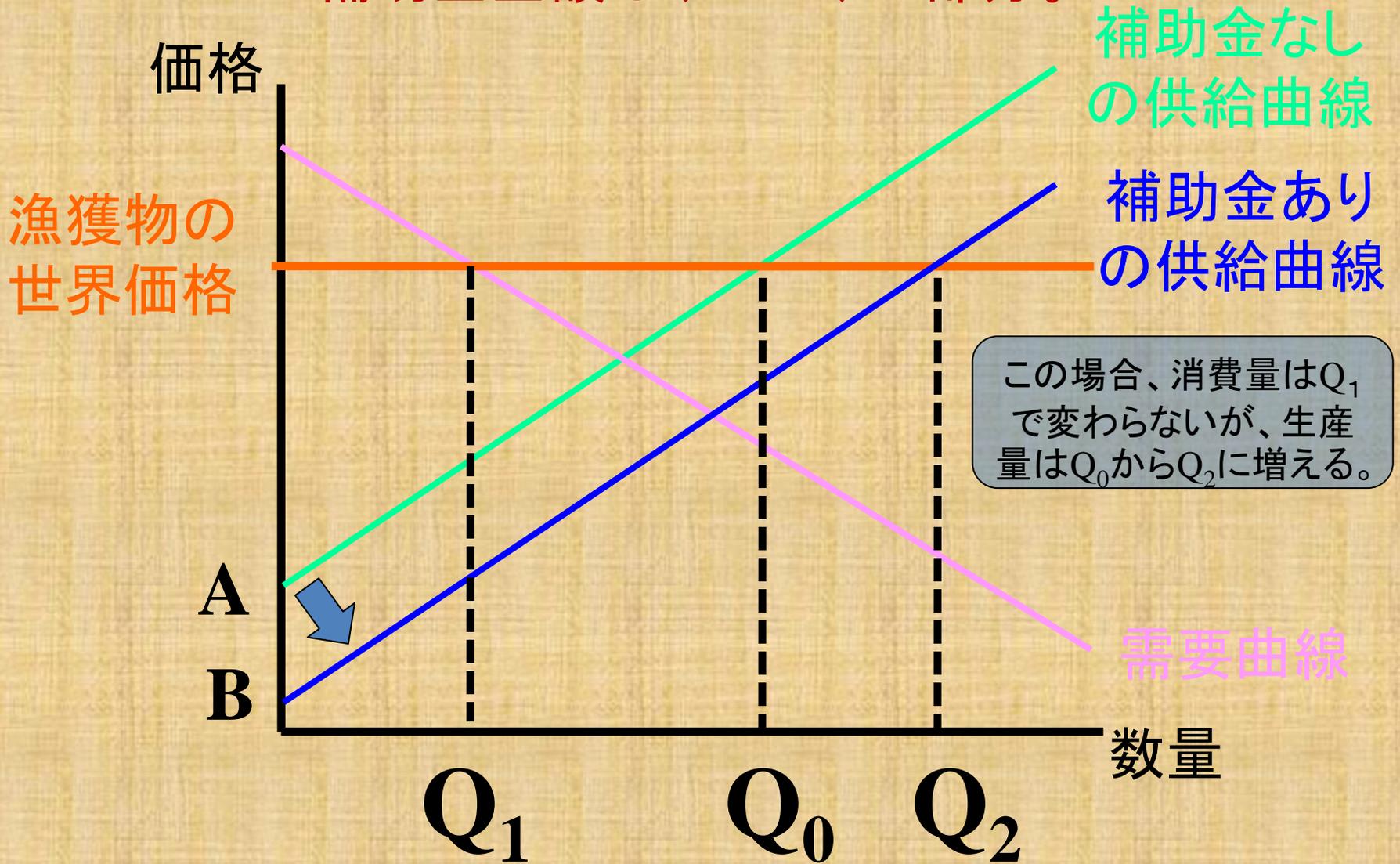
具体的な禁止対象補助金の範囲は未だ合意なし

## S&DT

具体的な途上国軽減条項については未だ合意なし

# 補助金の効果(輸出国かつ漁業制限なしの場合)

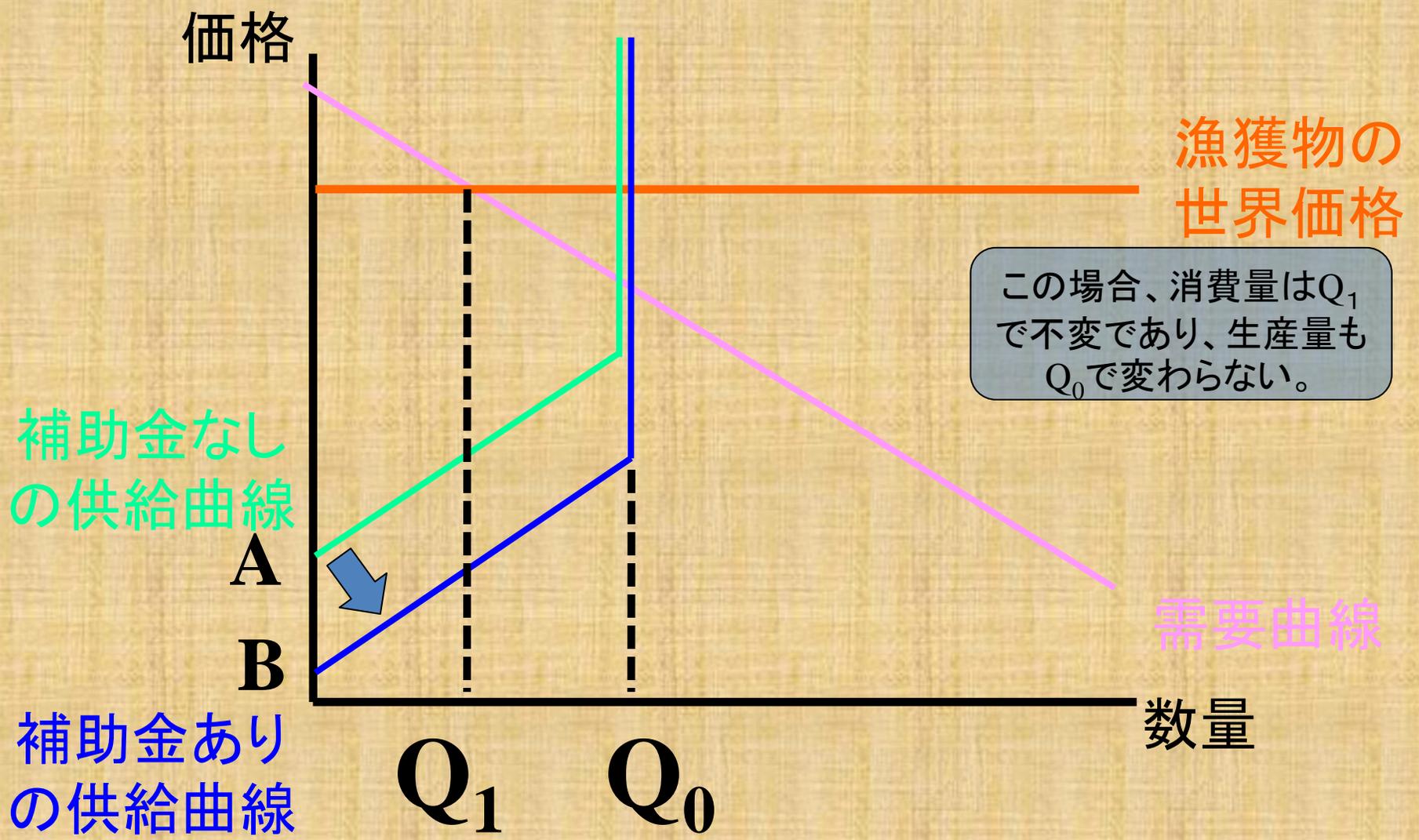
補助金金額は(A-B)の部分。



(出典: OECD2006、八木2008)

# 補助金の効果(輸出国かつ漁業制限ありの場合)

補助金金額は(A-B)の部分。

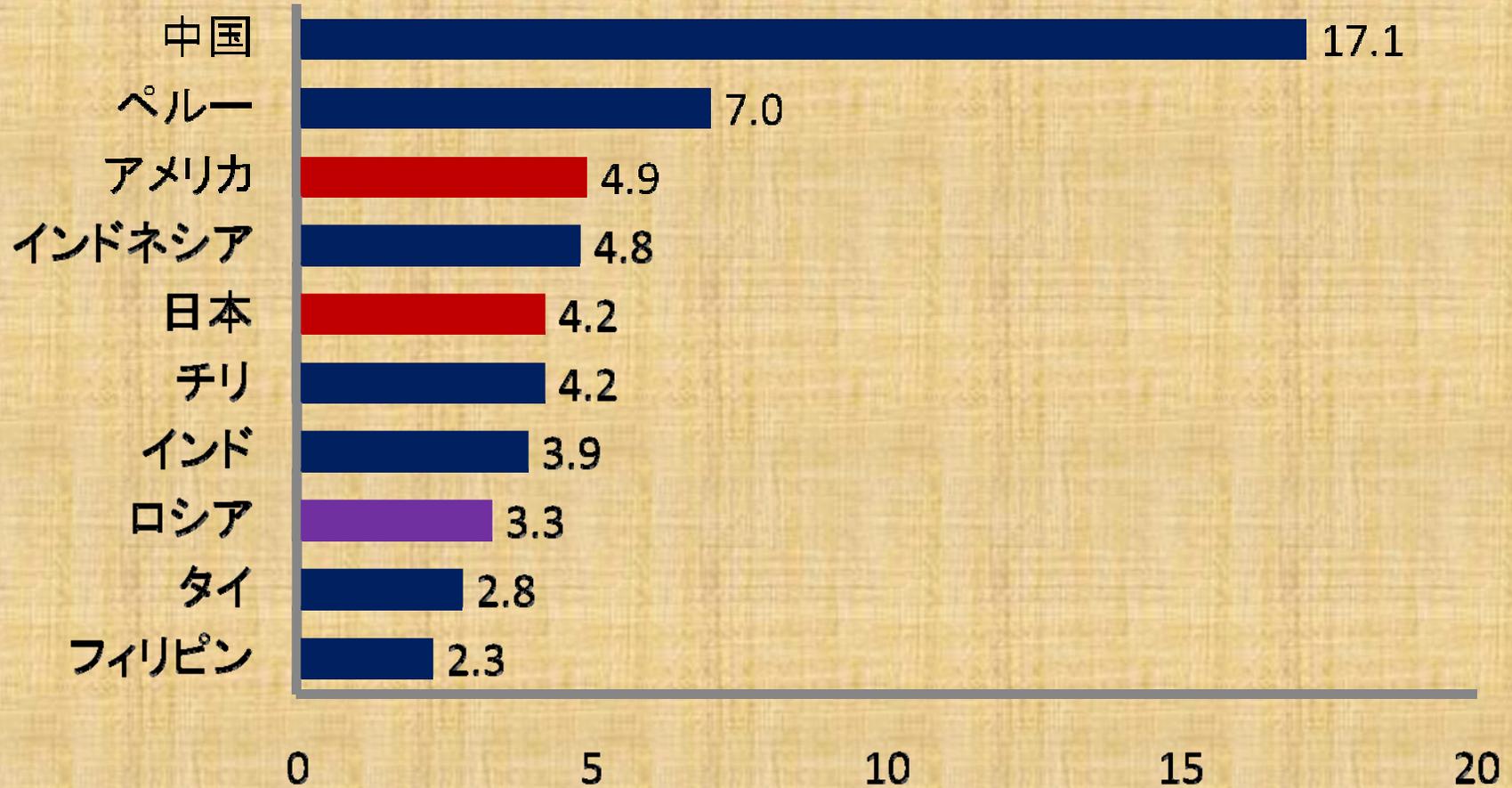


この場合、消費量は $Q_1$ で不変であり、生産量も $Q_0$ で変わらない。

(出典: OECD2006、八木2008)

# S&Dをめぐる問題

(通常の工業製品とは異なり、漁業では、むしろ途上国の方が大規模生産国)



2006年の漁業生産高: 上位10カ国 (単位百万トン) 出所FAO(2009)

# 漁業補助金交渉の評価

補助金協定には前文がないので何でもありの前例になる懸念は別途存在

## Overcapacity

補助金ルールで過剰漁獲能力はコントロールできる可能性(途上国の扱い次第)。その場合、漁業専門条約以上の水準で保護。

## Over-fishing

(if agreed, this is a significant first step for the WTO in the area of natural resource conservation)

効果的な漁業管理を行っている場合は、補助金ルールの有無にかかわらず過剰漁獲は防げる。その場合、補助金禁止は不要。

## Social dimension

社会的な弱者に補助金撤廃の影響が行かないよう気をつける必要がある

途上国の扱いが、ここでもカギとなる

最後の  
まとめ：  
漁業補助金  
の新しい規定  
が、WTOに及  
ぼす将来的な  
影響にはもっ  
と注目するべ  
きではないか

### NAMA交渉

関税削減は、途上国配  
慮はある。しかし、環境  
には全く配慮せず。

### ルール交渉

漁業条約以上に環境に配  
慮。途上国にも配慮。

### 輸入国の一方的措置

漁業条約以上に環境に配  
慮。途上国には配慮しない